

マージン率等に係る情報提供

令和 8 年 4 月 1 日

公益社団法人山梨県建設技術センター

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記情報を提供します。

【対象：令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日】

記

— 派遣実績なし —

- | | |
|--|---------|
| 1 派遣労働者数 | 0 人 |
| 2 派遣先事業所数 | 0 件 |
| 3 労働者派遣に関する料金の額の平均額
(1 日当たりの料金額「7.75 時間労働として計算」) | 0 円 |
| 4 派遣労働者の賃金の額の平均額
(1 日当たりの料金額「7.75 時間労働として計算」) | 0 円 |
| 5 マージン率 | 0% |
| 6 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定 | 締結していない |
| 7 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
新規採用者研修、技術伝達研修、土木工事積算等研修、職員研修、橋梁点検研修
キャリアコンサルティングの相談窓口 総務部総務経営課 TEL055-232-0522 | |
| 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
マージン率には社会保険料の事業主負担分、有給休暇や福利厚生費、研修費等の
費用も含まれます | |